

『世説新語』劉孝標訳注稿(四)

川合 安

『世説新語』劉孝標注研究会

はじめに

小稿は、科学研究費補助金(基盤研究(B)22320068「『世説新語』劉孝標注の漢魏六朝文献に関する総合的研究」(研究代表者 佐竹保子)における研究成果の一端である。該研究の現時点でのスタッフは、狩野雄、川合安、斎藤智寛、佐竹保子、塚本信也の5名である。

小稿には、『世説新語』言語篇第二の第1条から第14条までの訳注を収めてある。該訳注の担当者は川合であるが、その原稿は上記スタッフによる検討を経ている。

該研究会発足の所以や経緯については、「『世説新語』劉孝標訳注稿(一)」(『東北大学中国語学文学論集』第15号、2010年11月)1~2頁をご参照頂きたい。

訳注についての凡例を、以下に掲げる。

- 一 底本には、金沢文庫本の宋本(文学古籍刊行社影印 1955年)を用いる。『世説新語』は、徐震嶧氏の校箋本(中華書局香港分局 1987年)、余嘉錫氏の箋疏本(上海古籍出版社 1993年)、楊勇氏の校箋修訂本(正文書局 2000年)、朱鑄禹氏の彙校集注本(上海古籍出版社 2002年)などの校点本が、公刊されている。しかし、研究会スタッフが見る限り、少なくとも劉孝標注については、その校訂が適切であるとはいがたい。あまりに武断な校訂と考えられる例も少なくない。小稿は、宋本で読めるところは能う限りそのまま読み、どうしても読めない部分にのみ注記を入れ、訳を注記のほうに合わせることとする。
- 二 『世説新語』本文の訳注は、紙幅の関係もあり、掲載を省略する。『世説新語』本文の訳注は、従来数多く試みられており、該研究会の本文訳注も、それらを大きく出るとはないであろうと判断されたからでもある。本文は、〈本文〉と記した後に、各条の原文のみを記載する。その句読点は該研究会に拠り、鉤括弧は用いない。
- 三 『世説新語』宋本では、各条本文の間に劉孝標注が双行注の形で挿入されている。小

稿ではそれらを、①、②、③のように丸数字で代替し、各条〈本文〉の後に〈劉注〉と記して丸数字を再掲し、それぞれに該当する劉孝標注を書き入れる。

- 四 劉孝標注については、原文、その現代日本語訳、およびその注釈を載せる。原文の句読点は該研究会に拠り、鉤括弧を用いない。現代日本語訳と注釈はもとより該研究会に拠る。この両者には必要に応じて鉤括弧を用いる。
- 五 注釈で用いた文献のうち、基本的に正史は百衲本、『文選』は巻数の揃っている尤袤本（石門図書有限公司影印 1976 年）、『初學記』は全國高校古籍整理研究工作委員會編『日本宮内廳書陵部藏宋元版漢籍影印叢書』第一輯所収影宋本（綫装書局影印 2001 年）、『北堂書鈔』は孔廣陶校註本（宏業書局影印 1974 年）、『藝文類聚』は影宋本（中華書局影印 1959 年）、『太平御覽』は影宋本（中華書局影印 1960 年）を用いる。それ以外は断り書きのない限り、四部叢刊本に拠る。

言語篇第 1 条から第 14 条までの劉注の訳注

〈本文〉

1. 邊文禮見袁奉高①失次序②。奉高曰、昔堯聘許由、面無怍色③、先生何爲顛倒衣裳。文禮答曰、明府初臨、堯德未彰、是以賤民顛倒衣裳耳④。

〈劉注〉

- ① 閁〔聞〕(1)也。
- ② 文士傳曰(2)、
邊讓字文禮、陳留人。才雋辯逸、大將軍何進(3)聞其名、召署令史(4)、以禮見之。讓占對(5)閑雅、聲氣如流、坐客皆慕之。讓出就曹、時孔融(6)・王朗(7)等並前爲掾(8)、共書刺從讓、讓平衡與交接。後爲九江太守、爲魏武帝所殺。
- ③ 皇甫謐曰(9)
由字武仲、陽城槐里人也。堯・舜皆師而學事焉。後隱於沛澤之中、堯乃致天下而讓焉。由爲人據義履方、邪席不坐、邪餚不食、聞堯讓而去。其友巢父聞由爲堯所讓、以爲汚己、乃臨池洗耳。池主怒曰、何以汚我水。由於是遁、耕於中岳潁水之陽、箕山之下、終身無經天下色。死葬箕山之顛、在陽城之南十里。堯因就其墓、號曰箕山公神、以配食五岳(10)、世世奉祀、至今不絕也。
- ④ 按、袁閁卒於太尉掾、未嘗爲汝南(11)。斯說謬矣。

〈劉注の訳注〉

① (袁) 閥〔閻〕のことである。

② 『文士伝』にいう。

邊讓、字は文禮、陳留の人である。才能・弁舌にすぐれ、大將軍何進はその名声を聞き、まねいて大將軍府の令史に任命し、礼をつくして讓と面会した。讓の応対は優雅で、声は流れるようであったので、同席した人々はみなこれを敬慕した。讓がその場を出て部署に向うと、当時、孔融・王朗らはみな大將軍府の掾になっていたのだが、ともに名刺を用意して讓につづいた。讓は対等に彼等と交際した。後に九江太守となり、曹操に殺された。

③ 皇甫謐がいう(『高士伝』)。

許由、字は武仲、陽城槐里の人である。堯・舜はみな許由を師として学び仕えた。許由はのちに沛澤の中に隠遁したが、堯は天下を許由に譲ろうとした。許由の性格は方正で、まがった敷物にはすわらず、まがった膳のものは食べないほどであったので、堯が天下を譲ると聞いて立ち去った。許由の友の巢父は許由が堯に天下を譲られたと聞き、これは自分を汚すことだと思い、池に行って耳を洗った。池の所有者は怒って、「どうしてわたしの池の水を汚すのだ」といった。許由はそこでのがれて、中岳(嵩山)の穎水の北岸、箕山のふもとで農耕生活をおくり、生涯天下を治めようというそぶりはなかった。死去して箕山のいただきに葬られたが、そこは陽城の南方十里のところにある。堯はそこでその墓に行き、箕山公神と名付け、五岳にあわせまつった。以後、代々祭祀を行い、今に至るまで絶やさないでいるのである。

④ 袁閼は太尉掾で死去しており、汝南〔陳留〕太守となったことはない。この話は誤りである。

(1) 閣〔閻〕

宋本では閻に作るが、閻の誤り。袁奉高が袁閼であることについては、徳行篇第3条の注(8)を参照。

(2) 文士傳曰

「文士傳」については、徳行篇第25条の注(1)を参照。

所引の文章に類似した一節は、『後漢書』文苑列伝第七十下邊讓伝に、「邊讓字文禮、陳留浚儀人也。少辯博、能屬文。……大將軍何進聞讓才名、欲辟命之、恐不至、詭以軍事徵召。既到、署令史、進以禮見之。讓善占射、能辭對、時賓客滿堂、莫不羨其風。府掾孔融・王朗並修刺候焉。……讓後以高才擢進、屢遷、出爲九江太守、不以爲能也。初平中、王室大亂、讓去官還家。恃才氣、不屈曹操、多輕侮之言。建安中、其鄉人有

搆譲於操、操告郡就殺之」とある。

(3) 大將軍何進

『後漢書』列伝第五十九何進伝によれば、何進は、中平元年（184）、黃巾の乱が起こると、河南尹から大將軍に任せられた。

(4) 召署令史

召署は、辟召して任命する。五井直弘「後漢時代の官吏登用「辟召」について」（五井直弘『漢代の豪族社会と国家』名著刊行会、2001年所収）によれば、「辟召は大將軍・三公・刺史・太守などの高官が、役人を己れの掾属として任用するものであった」（197頁）。『統漢書』百官志一によれば、大將軍などの將軍府には、「令史及御屬三十一人」が置かれた。

(5) 占對

本条の注(2)に引く『後漢書』邊讓伝には、「占射」「辭對」とあり、應対して答えることをいう。「占對」という語は、『後漢書』列伝第三十四徐防伝に、「防體貌矜嚴、占對可觀」とあるほか、六朝の史書に散見する。曲守約『中古辭語考釈』（台灣商務印書館、1968年）の「占吐 附占對」（56頁）によれば、占は「隱度」（思いはかる）の意味で、「占對」は、言葉を考えて答える、つまり應対することだという。

(6) 孔融

『後漢書』列伝第六十孔融伝に、「（何）進然之、既拜而辟融、舉高第、爲侍御史」とあって、何進の大將軍府に辟召されたことが確認できるが、掾になったことまでは記されていない。

(7) 王朗

『三国志』卷十三王朗伝には、王朗が何進の大將軍府に辟召されたという記述はない。

(8) 樽

『統漢書』百官志一によれば、將軍府には、「掾屬二十九人」が置かれた。この掾や屬は、邊讓の任せられた令史よりも格が上であった。

(9) 皇甫謐曰

王先謙の「校勘小識補」（思賢講舍本）に、「謐下當有高士傳三字、事見今本高士傳上卷、御覽逸民六引此亦作皇甫士安高士傳」と指摘するように、『高士傳』からの引用であろう。『高士傳』については、『隋書』經籍志史部雜傳類に、「高士傳六卷 皇甫謐撰」とあり、『旧唐書』經籍志史錄雜傳類には、「高士傳 七卷 皇甫謐撰」、『新唐書』藝文志史錄雜傳記類には、「皇甫謐高士傳十卷」とある。今本『高士傳』については、佐竹保子『西晋文学論—玄学の影と刑似の曙—』（汲古書院、2002年）第一章「皇甫謐

(215～282年)」の注59に、『真誥』卷十七握真輔第一に「劉向撰列仙亦七十二人、皇甫士安撰高士(宗)〔亦〕七十二人」とあるのに対し、今本に収められる高士の数はゆうに九十人を超える点を指摘し、六朝隋唐期に通行していたテクストのままと見ることはできないとしており、従うべきであろう。さらに佐竹氏の同書には、『高士傳』などの文体の検討から、「皇甫謐の文章は、率直で具体的で飾りがない」(73頁)という。皇甫謐については、『晋書』卷五十一本伝に、「皇甫謐字士安、幼名靜、安定朝那人、漢太尉嵩之曾孫也。……太康三年卒、時年六十八。……又撰帝王世紀、年曆、高士・逸士・列女等傳、玄晏春秋、並重於世」とあり、また、終身仕えなかった。

(10) 配食五岳

五岳の祭祀については、吉川忠夫「五嶽と祭祀」(『ゼロ・ピットの世界』岩波書店、1991年所収)などを参照。

(11) 汝南〔陳留〕

本文は、邊讓の本籍地の郡に、袁奉高が長官として赴任してきた場面の話であり、邊讓は陳留郡の人であるから、汝南は陳留の誤り(汝南は袁奉高の本籍地)。このことについては、余嘉錫箋疏が程炎震説を引いて指摘しているほか、徐震嶧校箋や楊勇校箋修訂本にも指摘されている。

〈本文〉

2. 徐孺子①年九歲、嘗月下戲。人語之曰、若令月中無物、當極明邪②。徐曰、不然、譬
如人眼中有瞳子、無此必不明。

〈劉注〉

① 稹(1)也。

② 五經通議曰(2)

月中有兔蟾蜍者何。月、陰也。蟾蜍、亦陰也。而與兔並明、陰繫於陽也。

〈劉注の訳注〉

① (徐孺子とは、徐) 稹である。

② 『五經通議』にいう。

月の中にうさぎとがまがいるのはなぜか。月は陰である。がまも、また陰である。うさぎと並んで明るいのは、陰が陽につながっているからである。

(1) 徐稢

『後漢書』列伝第四三に立伝されており、「徐稢字孺子、豫章南昌人也。家貧、常自耕

稼、非其力不食。恭儉義讓、所居服其德。屢辟公府、不起。云々」とある。

(2) 五經通議曰

「五經通議」は、『隋書』経籍志経部論語類に、「五經通義 八卷。梁九卷」とある。楊勇校箋修訂本は、王叔岷『世説新語補正』により『類聚』^二引『五經通義』を引き、「蟾蜍、陽也」に改める。『藝文類聚』卷一天部上「月」に引く『五經通義』に、「月中有兔與蟾蜍者何。月、陰也。蟾蜍、陽也。而與兔並明、陰係陽也」とある。目加田誠『世説新語 上』(明治書院「新釈漢文大系」、1975年)は、『初学記』卷一を引く。『初学記』卷一天部上「月」に引く、『五經通義』には、「月中有兔與蟾蜍者何。兔、陰也。蟾蜍、陽也。而與兔並明、陰係陽於也」とある。

〈本文〉

3. 孔文舉①年十歲、隨父到洛。時李元禮有盛名、爲司隸校尉、詣門者皆雋才清稱及中表親戚乃通。文舉至門、謂吏曰、我是李府君親。既通、前坐。元禮問曰、君與僕有何親。對曰、昔先君仲尼與君先人伯陽、有師資之尊、是僕與君奕世爲通好也。元禮及賓客莫不奇之。太中大夫陳騤後至、入以其語語之。騤曰、小時了了、大未必佳。文舉曰、想君小時、必當了了。騤大踧躇②。

〈劉注〉

① 融(1)也。

② 繢漢書曰(2)

孔融字文舉。魯國人、孔子二十四〔二十〕世孫(3)也。高祖父尚、鉅鹿太守。父宙、泰山都尉。

融別傳曰(4)

融四歲、與元〔兄〕(5)食梨、輒尉〔引〕(6)小者、人問其故。答曰、小兒法當取小者。年十歲、隨父詣京師。河南君〔尹〕(7)李膺有重名、融欲觀其爲人、遂造之。膺問、高明父祖、嘗與僕周旋乎。融曰、然。先君孔子與君先人李老君(8)、同德比義、而相師友、則融與君、累世通家也。衆坐莫不歎息。僕曰、異童子也。太中大夫(9)陳騤後至、同坐以告、騤曰、人小時了了者、長大未必能奇。融應聲曰、即如所言、君之幼時、豈實慧乎。膺大笑、顧謂融曰、長大必爲偉器。

〈劉注の訳注〉

① 孔文舉は、孔融である。

② 『續漢書』にいう。

孔融、字は文舉。魯國の人で、孔子の二十世孫である。高祖父の尚は、鉅鹿太守であった。父の宙は、泰山都尉であった。

『孔融別傳』にいう。

融は四歳のとき、兄と梨を食べていて、小さいものを取った。人がそのわけをたずねると、答えていうことには、「子供は、きまりとして小さいものを取りべきだからです」と。十歳で、父にしたがって都に行った。河南尹の李膺は、高い評判があり、孔融はその人となりをみたいと思い、そこで李膺を訪問した。李膺はたずねた。「あなたの父祖は、前に私とおつきあいがあったのですか」と。孔融がいうことには、「そうです。先祖の孔子はあなたのご先祖の李老君（老子）と、徳義を同じくし、おたがい師であり友でありましたので、私とあなたは、代々親しく交際している家です」と。列席の人々はみな感心してため息をついた。みな、「すぐれた子供だ」といった。太中大夫の陳騤がおくれてやってくると、居合わせた人がこのことを話した。陳騤はいった。「人は幼い時に利口な者でも、成長してからもすぐれているとは限らない」と。孔融はすぐに言い返していった。「もし言う通りだとすれば、あなたの幼い時は、さぞかし賢かったことでしょう」。李膺は大笑いし、顧みて孔融にいった。「成長したらきっと大人物になるだろう」と。

(1) 孔融

『後漢書』列伝第六十孔融列伝に、「孔融字文舉、魯國人、孔子二十世孫也。七世祖霸、爲元帝師、位至侍中。父宙、太山都尉。融幼有異才。年十歲、隨父詣京師。時河南尹李膺以簡重自居、不妄接士賓客、勑外自非當世名人及與通家、皆不得白。融欲觀其人、故造膺門。語門者曰、我是李君通家子弟。門者言之。膺請融、問曰、高明祖父嘗與僕有恩舊乎。融曰、然。先君孔子與君先人李老君同德比義、而相師友、則融與君累世通家。衆坐莫不歎息。太中大夫陳煥後至、坐中以告煥。煥曰、夫人小而聰了、大未必奇。融應聲曰、觀君所言、將不早惠乎。膺大笑曰、高明必爲偉器」とある。

(2) 繢漢書曰

「續漢書」については、徳行篇第3条注(1)を参照。『三国志』卷十二崔琰伝注引『續漢書』に、「融、孔子二十世孫也。高祖父尚、鉅鹿太守。父宙、太山都尉」と、ほぼ同文がみえる。

(3) 孔子二十四〔二十〕世孫

宋本では「二十四世」とするが、『後漢書』孔融伝や『三国志』崔琰伝注引『續漢書』では「二十世」。また、孔融の父孔宙の碑、「孔宙碑」には、「孔子十九世之孫也」とあるので、「二十世」が正しい。「孔宙碑」については、永田英正編『漢代石刻集成』

(同朋舎出版、1994年)を参照。

(4) 融別傳曰

「孔融別傳」は『隋書』経籍志に著録がない。『太平御覽』卷三八五人事部「幼智下」引『孔融別傳』に、「孔文舉年四歳、時每與諸兄共食梨、引小者。人問其故。荅曰、我小兒、法當取小。由此宗族奇之」とあり、続けて「又曰」として、「融十歳、隨父詣京師。聞漢中李公清節直亮、慕之、欲往觀其爲人、遂造公門。謂門者曰、我是公通家子孫也。門者白之。公曰、高明父祖常與孤遊乎。跪而應曰、先君孔子與明公先李老君、同德比義、而相師友、則融與公、累世通家。坐衆數十人、莫不歎息。咸曰、異童子也。太中大夫陳煥後至、曰、人小了了、大或未能佳。少府尋聲荅曰、君子之幼時、豈當惠乎。李公撫牀大笑、顧少府曰、高明長大、必爲偉器」とある。『後漢書』孔融列傳注引『孔融家傳』には、前半部の逸話について、「兄弟七人、融第六、幼有自然之性。年四歳、時每與諸兄共食梨、融輒引小者。大人問其故、荅曰、我小兒、法當取小者。由是宗族奇之」とある。

また、後半部の逸話については、同書同傳の注（李賢）に、「（李）膺、潁川襄城人。融家傳曰、聞漢中李公清節直亮、意慕之、遂詣公門。李固、漢中人、爲太尉、與此傳不同也」と指摘する。この孔融が十歳のときに李固に面会したという記述について、『後漢書集解』に引く洪顧煊の説に、「獻帝紀建安十三年八月、曹操殺孔融、傳云時年五十六。融當生於永興元年。桓帝紀建和元年十一月、前太尉李固、下獄死。時融尚未生」という。

(5) 元〔兄〕

宋本は「元」に作るが、諸本に従い「兄」を探る。

(6) 尉〔引〕

宋本は「尉」に作るが、諸本に従い「引」を探る。

(7) 河南君〔尹〕

宋本は「河南君」に作るが、諸本に従い、「河南尹」を探る。

(8) 先君孔子與君先人李老君

孔子と老子については、『史記』卷四七孔子世家に、「魯南宮敬叔言魯君曰、請與孔子適周。魯君與之一乘車、兩馬、一豎子俱、適周問禮、蓋見老子云」とあり、『史記』卷六三老子列伝にも、「孔子適周、將問禮於老子」とある。『後漢書』孔融列傳注は、『孔子家語』（觀周篇）を引く。

(9) 太中大夫

『續漢書』百官志二「光祿勳」に、「太中大夫、千石」とあり、「光祿大夫」に付され

た「本注」に、「凡大夫・議郎、皆掌顧問應對、無常事、唯詔令所使」とある。

〈本文〉

4. 孔文舉有二子、大者六歲、小者五歲、晝日父眠、小者床頭盜酒飲之。大兒謂曰、何以不拜。答曰、偷、那得行禮。

〈劉注〉

4には〈劉注〉が付されていない。

〈本文〉

5. 孔融被收、中外惶怖。時融兒大者九歲、小者八歲。二兒故琢釘戲、了無遽容。融謂使者曰、冀罪止於身、二兒可得全不。兒徐進曰、大人豈見覆巢之下、復有完卵乎。尋亦收至①。

〈劉注〉

① 魏氏春秋曰(1)

融對孫權使有訕謗之言(2)、坐棄市(3)。二子方八歲・九歲(4)、融見收、奔墓、端坐不起。左右曰、而父見執。二子曰、安有巢毀而卵不破者哉。遂俱見殺。

世語曰(5)

魏太祖以歲儉禁酒(6)、融謂酒以成禮、不宜禁。由是惑衆、太祖收法焉。二子髫鬌見收、顧謂二子曰、何以不辟。二子曰、父尚如此、復何所辟。

裴松之以爲(7)

世語云融兒不辟、知必俱死、猶差可安。孫盛之言、誠所未譬。八歲小兒、能懸了(8)禍患、聰明特達、卓然既遠、則其憂樂之情、固亦有過成人矣、安有見父被執而無變容、奔墓不起、若在暇豫者乎。昔申生(9)就命、言不忘父、不以已之將死而廢念父之情也。父安尚猶若茲、而況顛沛哉。盛以此爲美談、無乃賊夫人之子(10)與。蓋由好奇情多、而不知言之傷理也。

〈劉注の訳注〉

① 『魏氏春秋』にいう。

孔融は孫權の使者に対して誹謗のことばがあり、その罪で公開処刑された。二人の子はやっと八歳・九歳になったばかりである。孔融が捕えられた時、墓をうつって、正座したまま立とうとしなかった。左右の者は、「あなたがたの父上が捕えられます」といふと、二子は「どうして巣がこわれて卵がこわれないことがありましょうか」と言った。

こうしてともに殺された。

『世語』にいう。

曹操は、凶作のため酒を禁止したが、孔融は「酒はそれによって礼をなすものであるから、禁止してはいけない」といった。このことで人々を惑わせたので、曹操は孔融をとらえて処刑した。二人の子は、七、八歳であったが捕えられた。孔融が振り返って二人の子に、「どうして逃げなかつたのだ」というと、二人の子は、「父上でさえこうなのですから、どうして逃げられましょう」といった。

裴松之がいうことには、

『世語』が、孔融の子が逃げなかつたのは、必ず父とともに死ぬことになるとわかっていたからだというのは、まだ少しあは納得できる。孫盛のということは、まことにわからないものである。八歳の小児が、わざわいを予測でき、聰明で特別にすぐれ、はるかに高くぬきんでているならば、その悲しみや喜びの感情も、当然成人を過ぎるものがあるはずである。どうして父が捕えられるのを見て、顔色を変えることなく、碁を打って立ち上がりらず、余暇を楽しむようであることがあろうか。昔申生は死ぬときに、話した言葉でも父のことを忘れなかつた。自分が死のうとしているからといって、父を思う気持ちをなくしあしなかつたのである。父が安全でいる場合でさえこのようであったのだから、まして危険な場合ならなおさらそうであろう。孫盛はこれを美談とするが、むしろかの人の子をだめにするものではないか。おそらく奇をてらう気持ちがまさるため、この言葉が道理をそこなっていることがわからなかつたのであろう。

(1) 魏氏春秋曰

「魏氏春秋」は、徳行篇第15条の注(2)を参照。ここに引かれる文と同じ箇所が、『三国志』卷十二崔琰伝の注にも引かれている。

(2) 對孫權使有訕謗之言

『後漢書』孔融伝によれば、丞相祭酒路粹が上奏して孔融の罪状を列挙したなかの一つに、「及與孫權使語、謗訕朝廷」とある。また、『三国志』卷十二崔琰伝の注に引く『魏氏春秋』によれば、これは、建安十三年（208）のことである。

(3) 棄市

『礼記』王制に、「人を刑するに、市においてし、衆とともにこれを棄つ」とあり、市での公開処刑。漢代の死刑は、大きく分けて腰斬(胴体切断の刑)と棄市(斬首)とがあり、ともに公開処刑であったが、腰斬の方が棄市より一等重い。富谷至『秦漢刑罰制度の研究』(同朋舎、1998年) 78、261頁。また、同氏『古代中国の刑罰』(中公新書、1995年) 57頁も参照。

(4) 二子方八歳・九歳

『後漢書』孔融伝には、「初、女年七歳、男年九歳、以其幼弱得全、寄它舍。二子方奔墓、融被收而不動。左右曰、父孰而不起、何也。荅曰、安有巢毀而卵不破乎。主人有遺肉汁、男渴而飲之。女曰、今日之禍、豈得久活、何賴知肉味乎。兄號泣而止。或言於曹操、遂盡殺之。及收至、謂兄曰、若死者有知、得見父母、豈非至願。乃延頸就刑、顏色不變、莫不傷之」とある。

(5) 世語曰

「世語」は、徳行篇第21条注(1)を参照。

(6) 魏太祖以歲儉禁酒

『後漢書』孔融伝に、「時年飢兵興、操表制酒禁、融頻書爭之、多侮漫之辭」とあり、その注に『孔融集』から、禁酒反対論を引く。

(7) 裴松之以爲

『三国志』卷十二崔琰伝の注にみえる。

(8) 懸了

『三国志』卷十二崔琰伝の注では、「玄了」となっており、『漢語大詞典』は、『三国志』のこの用例を引いて、「猶深悟」という。「懸了」については、江藍生『魏晋南北朝小説語彙釈』(語文出版社、1988年)238頁に、『世說新語』言語篇の本用例を挙げ、「懸知」と同義語で、「預知」の意味という。「懸了」の用例としては、ほかに、『藝文類聚』卷二十五人部九「説」所引の「晉劉琨與石勒書」に、「見將軍明鑒灼然、所宜懸了者也」とある。

(9) 申生

『禮記』檀弓上に、「晉獻公將殺其世子申生、公子重耳謂之曰、子蓋言子之志於公乎。世子曰、不可、君安驪姬、是我傷公之心也。曰、然則蓋行乎。世子曰、不可、君謂我欲弑君也。天下豈有無父之國哉。吾何行如之。使人辭於狐突曰、申生有罪、不念伯氏之言也、以至于死。申生不敢愛其死。雖然、吾君老矣、子少、國家多難。伯氏不出而圖吾君、伯氏苟出而圖吾君、申生受賜而死。再拜稽首、乃卒」とある。

(10) 賊夫人之子

『論語』先進に、「子路使子羔爲費宰。子曰、賊夫人之子。子路曰、有民人焉、有社稷焉、何必讀書然後爲學。子曰、是故惡夫佞者」とある。

〈本文〉

6. 穎川太守髡陳仲弓①、客有問元方、府君何如。元方曰、高明之君也。足下家君何如。

曰、忠臣孝子也。客曰、易稱、二人同心、其利斷金、同心之言、其臭如蘭②。何有高明之君而刑忠臣孝子者乎。元方曰、足下言何其謬也。故不相答。客曰、足下但因樞爲恭而不能答。元方曰、昔高宗放孝子孝己③、尹吉甫放孝子伯奇④、董仲舒放孝子符起⑤。唯此三君、高明之君。唯此三子、忠臣孝子。客慙而退。

〈劉注〉

- ① 案寔之在鄉里(1)、州郡有疑獄不能決者、皆將詣寔、或到而情首、或中途改辭、或記〔託〕狂悖(2)、皆曰、寧爲刑戮所苦、不爲陳君所非、豈有盛德感人若斯之甚、而不自衛、反招刑辟、殆不然乎。此所謂東野之言(3)耳。
- ② 王廣注繫辭曰(4)
- 金至堅矣。同心者、其利無不入。蘭芳物也、無不樂者、言其同心者、物無不樂也。
- ③ 帝王世紀曰(5)
- 殷高宗武丁有賢子孝己、其母早死、高宗惑後妻之言、放之而死、天下哀之。
- ④ 琴操曰(6)
- 尹吉甫、周卿也。有子伯奇、母死更娶。後妻生子曰伯郢。乃譖伯奇於吉甫、於是放伯奇於野、宣王出游、吉甫從、伯奇乃作歌、以言感之。宣王聞之曰、此孝子之辭也。吉甫乃求伯奇於野、而射殺後妻。
- ⑤ 未詳。

〈劉注の訳注〉

- ① 考えるに、陳寔が郷里にいたとき、州や郡に確定しにくい裁判案件で判決を下すことができないものがあると、みなその容疑者をつれて陳寔のところへ行った。あるものは陳寔のところへ到着するとありのままに白状し、あるものは途中でそれまでの言葉をひるがえし、あるものは気が動転していたと言い訳して、みないうことには、「むしろ刑罰に苦しめられるほうが、陳寔さまに非難されるよりはましだ」と。立派な徳で人を感動させることこれほどはなはだしいものがありながら、自らをまもれず、かえって刑罰に処せられるということがあろうか。おそらくそうではなかつたであろう。これはいわゆる東野のことば（東部のいなか者のことばで信ずるに足りない）であろう。
- ② 王廣が『易』の繫辭に注している。
- 金は非常に堅い。心を同じくすれば、その鋭利さは、切り込めないものはない。蘭はかぐわしい物であり、これを楽しまない者はない。その心を同じくすることは、どんな人でも楽しまないことはないことをいう。

③ 『帝王世紀』にいう。

殷の高宗武丁には、賢子の孝己がいた。その母は早くに死去し、高宗は後妻のことばにまどわされ、これを放逐して死なせてしまい、天下はこのことを悲しんだ。

④ 『琴操』にいう。

尹吉甫は、周の卿である。子の伯奇があり、その母が死ぬと、改めて妻をめとり、その後妻が子を生み、その名を伯邦といった。それで（後妻は）伯奇のことを尹吉甫にそしり、そこで（尹吉甫は）伯奇を野に放逐した。宣王が外出し、吉甫がお供をしたとき、伯奇は歌を作り、そのことばで宣王らを感動させた。宣王はこれを聞いていうことには、「これは孝子のことばである」と。吉甫はそこで伯奇を野に捜し求めて、後妻を射殺した。

④ 未詳。

(1) 寔之在郷里

『後漢書』列伝第五十二陳寔列伝に、「陳寔字仲弓、潁川許人也。……寔在鄉閭、平心率物。其有爭訟、輒求判正、曉譬曲直、退無怨者。至乃歎曰、寧爲刑罰所加、不爲陳君所短。時歲荒民儉、有盜夜入其室、止於梁上。寔陰見、乃起自整拂、呼命子孫、正色訓之曰、夫人不可不自勉。不善之人未必本惡、習以性成、遂至於此。梁上君子者是矣。盜大驚、自投於地、稽額歸罪。寔徐譬之曰、視君狀貌、不似惡人、宜深剋己反善。然此當由貧困。令遺絹二匹。自是一縣無復盜竊」とある。また、同伝には、「時有殺人者、同縣楊吏以疑寔、縣遂逮繫、考掠無實、而後得出」という。

(2) 記〔託〕狂悖

宋本は「記」に作るが、諸本に従い、「託」を探る。

(3) 東野之言

『孟子』萬章章句上に、「此非君子之言、齊東野人之語也」とある。

(4) 王廙注繫辭曰

『隋書』經籍志經部易類に、「周易 三卷。晉驃騎將軍王廙注、残缺。梁有十卷」とあり、『經典叢文』序録に、「王廙注十二卷。(注)字世將、琅邪・臨沂人。東晉荊州刺史。贈驃騎將軍、武陵康侯。『七志』『七錄』云十卷」とある。

『易』繫辭には、「二人同心、其利斷金。同心之言、其臭如蘭」とある。

(5) 帝王世紀曰

「帝王世紀」は、『隋書』經籍志史部雜史類に、「帝王世紀十卷(注)皇甫謐撰。起三皇、盡漢・魏」とある。皇甫謐については、本篇第1条注(9)を参照。

(6) 琴操曰

「琴操」は、『隋書』経籍志経部楽類に、「琴操 三卷。晉廣陵相孔衍撰」とある。孔衍については、『晋書』卷九十一儒林・孔衍伝があり、「孔子二十二世孫也」、「凡所撰述、百餘萬言」とあるが、『琴操』についての記述はない。

また、『旧唐書』経籍志甲部経録楽類には、「琴操 二卷。桓譚撰」、「琴操 三卷。孔衍撰」と、孔衍撰のほかに、後漢の桓譚撰のものを著録する。『新唐書』藝文志甲部経録楽類も、同様に桓譚撰と孔衍撰とを著録するが、孔衍撰の巻数が「二卷」となっている。

『後漢書』列伝第十八上桓譚列伝には、「『琴道』一編未成、肅宗使班固續成之」とあるが、『琴操』についての記述はない。

さらに、『文選』李善注（卷十五張衡「歸田賦」など）や『初學記』（卷十八人部「離別」など）には、後漢末の蔡邕の『琴操』を引く。なお、『初學記』は、孔衍の『琴操』も引いている（卷十六樂部下「鐘」）。『後漢書』列伝第五十下蔡邕列伝にも、『琴操』のことはみえない。なお、現在の『琴操』の版本（輯本）は、みな蔡邕撰と題する。以上、王小盾「從『琴操』版本論音樂古籍輯佚学」（『隋唐音樂及其周辺—王小盾音樂學術文集一』上海音樂學院出版社、2012年所収）を参照。要するに、劉孝標注の『琴操』の撰者については不詳。

〈本文〉

7. 荀慈明與汝南袁闐相見①、問穎川人士、慈明先及諸兄。闐笑曰、士但可因親舊而已乎。

慈明曰、足下相難、依據者何因。闐曰、方問國土、而及諸兄，是以尤之耳。慈明曰、昔者祁奚內舉不失其子、外舉不失其讎、以爲至公②。公旦文王之詩、不論堯舜之德、而頌文武者、親親之義也。春秋之義、內其國而外諸夏。且不愛其親而愛他人者、不爲悖德乎。

〈劉注〉

① 荀爽(1)一名諱。

漢南紀曰(2)

謂文章典籍無不涉、時人謬曰、荀氏八龍、慈明無雙、潛處篤志、徵聘無所就。

張璠漢紀曰(3)

董卓秉政、復徵爽、爽欲遁去、吏持之急。起布衣、九十五日而至三公。

② 春秋傳曰(4)

祁奚爲中軍、請老、晉侯問嗣焉。稱解狐、其讎也。將立之而卒。又問焉。對曰、午也可。其子也。君子謂祁奚可謂能舉善矣。稱其讎不爲誦、立其子不爲比。

〈劉注の訳注〉

① 荀爽は、またの名を譖という。

『漢南紀』にいう。

譖は文章典籍について渉獵しないものはなかった。時の人々は言い伝えていった。「荀氏八龍のなかでも、慈明は並ぶ者がない」と。民間にかくれて志をみがき、召し出されても任官しなかった。

張璠『漢紀』にいう。

董卓が政務をとると、また荀爽を招き、爽は逃げ去ろうとしたが、吏員がしっかりとつかまえていた。仕官して、九十五日で三公の地位まで到達した。

② 『春秋傳』にいう。

祁奚は中軍（の尉）となり、退職を願い出ると、晉侯は後任としてふさわしい者を尋ねた。（祁奚は）解狐を挙げたが、彼は（祁奚の）仇であった。（解狐を）後任に立てようとしたところ死去した。（晉侯は）さらに後任にふさわしい者を尋ねた。（祁奚は）答えて、「午でもよい」といった。（午は）その子である。君子は、「祁奚はよい人を推挙できたというべきである。その仇をあげた際も、諂ったわけではなく、その子を立てた際も、身びいきというわけではない」と。

(1) 荀爽

『後漢書』列伝第五十二の本伝に、「爽字慈明、一名譖。幼而好學、年十二、能通春秋・論語。……爽遂耽思經書、慶弔不行、徵命不應。穎川爲之語曰、荀氏八龍、慈明無雙。……獻帝卽位、董卓輔政、復徵之。爽欲遁命、吏持之急、不得去、因復就拜平原相。行至宛陵、復追爲光祿勳。視事三日、進拜司空。爽自被徵命及登台司、九十五日」とある。

(2) 漢南紀曰

「漢南紀」は、『旧唐書』経籍志史録正史類に、「漢南紀 五十八卷。張瑩撰」とあるが、『隋書』経籍志史部正史類には、「後漢南記 四十五卷。本五十五卷。今残缺。晉江州從事張瑩撰」とある。また、周天游『八家後漢書輯注』（上海古籍出版社、1986年）には、張瑩『後漢南記』の輯本を収め（613～619頁）、本書「前言」において「晉張瑩後漢南記五十五卷」（1頁）とし、『隋書』経籍志によりつつ、「張瑩曾任江州從事、晉書無傳、籍貫及生平事迹均無考」（8頁）という。

(3) 張璠漢紀曰

「張璠漢紀」は、徳行篇第6条注(8)を参照。

(4) 春秋傳曰

「春秋傳」については、徳行篇第 41 条注(7)を参照。『春秋左氏伝』成公十八年伝に、「祁奚爲中軍尉、羊舌職佐之」とあり、同書襄公三年伝に、「祁奚請老、晋侯問嗣焉。稱解狐、其讎也、將立之而卒。又問焉、對曰、午也可。於是羊舌職死矣。晋侯曰、孰可以代之。對曰、赤也可。於是使祁午爲中軍尉、羊舌赤佐之。君子謂、祁奚於是能舉善矣。稱其讎、不爲諂、立其子、不爲比」とある。

〈本文〉

8. 櫛衡被魏武謫爲鼓吏、正月半試鼓。衡揚枹爲漁陽摻撻、淵淵有金石聲、四座爲之改容。

①孔融曰、櫛衡罪同胥靡、不能發明王之夢②。魏武慙而赦之。

〈劉注〉

① 典略曰(1)

衡字正平、平原般人也。

文士傳曰(2)

衡不知先所出、逸才飄舉。少與孔融作爾汝之交、時衡未滿二十、融已五十。敬衡才秀、共結殷勤(3)、不能相違。以建安初北游、或勸其詣京師貴游者、衡懷一刺、遂至漫滅、竟無所詣。融數與武帝牋、稱其才、帝傾心欲見。衡稱疾不肯往、而數有言論。帝甚忿之、以其才名不殺、惄欲(4)辱之、乃令錄爲鼓吏。後至八月朝會、大閱試鼓節、作三重閣、列坐賓客。以帛絹製衣、作一岑牟、一單絞及小幃。鼓吏度者、皆當脫其故衣、著此新衣。次傳衡、衡擊鼓爲漁陽摻撻、踢地來前、躡駁腳足、容態不常、鼓聲甚悲、音節殊妙。坐客莫不忼慨、知必衡也。既度、不肯易衣。吏呵之曰、鼓吏何獨不易服。衡便止、當武帝前先脫幃、次脫餘衣、裸身而立。徐徐乃著岑牟、次著單絞、後乃著幃。畢復擊鼓摻撻而去、顏色無怍。武帝笑謂四坐曰、本欲辱衡、衡反辱孤。至今有漁陽摻撻(5)、自衡造也。爲黃祖所殺。

② 皇甫謐帝王世紀曰(6)

武丁夢天賜已賢人、使百工寫其像、求諸天下。見築者胥靡、衣褐於傅巖之野、是謂傅說。

張晏曰(7)

胥靡、刑名。胥、相也。靡、從也。謂相從坐輕刑也。

〈劉注の訳注〉

① 『典略』にいう。

衡、字は正平、平原・般の人である。

『文士伝』にいう。

衡は祖先の出身がわからないが、優れた才能はずば抜けていた。若くして孔融と親密な交際をした。時に衡は二十歳未満、融はすでに五十になっていた。衡の才能の優秀さを敬い、ともに深いよしみを結び、離れることはできなかった。建安初年に北方を旅したとき、衡に都の上流社会の人々のもとを訪れるように勧める人があったので、衡は一枚の名刺をたずさえていったが、その名刺の字がこすれて消えてしまうまで、結局訪問した人がなかった。孔融はしばしば曹操に手紙を出し、衡の才能をたたえたので、曹操はしきりに会おうとした。衡は病気と称して出むこうとせず、しばしば批判をした。曹操はこのことを非常に憤ったが、その才能名声のため殺すことはせず、これを辱めようとして、逮捕して鼓吏とした。その後、八月の朝会のときに至って、大いに太鼓の演奏を観賞し、三重の高殿を作り、賓客を列席させた。絹で衣装を作り、立鳥帽子、萌黄色のひとえの衣服と小さなズボンを作った。鼓吏の出場する者は、みなそのもとの衣装を脱ぎ、この新たな衣装をつけなければならなかった。次は衡の番であり、衡は太鼓をうって漁陽摻撾の曲を奏し、足踏みしてリズムをとりながら進み出て、歩調を早め、その様子は他の鼓吏と違っており、太鼓の音は非常に悲壮で、リズムは絶妙であった。列席の客で感嘆しない者はなく、これはきっと禰衡だとわかった。出場しても、衣装をかえようとなかった。吏が大声で責めて言った。「鼓吏よ。どうしておまえだけ服をかえないのだ」と。衡はそこで立ち止まり、曹操の前でまずズボンを脱ぎ、次にほかの衣装を脱ぎ、裸で立った。ゆっくりと立鳥帽子をつけ、次にひとえをつけ、その後でズボンをつけた。おわるとまた太鼓をうち、摻撾を奏して去り、顔色に恥じる様子はなかった。曹操は笑って周囲の者に言った。「もともと禰衡を辱めようとしたのだが、禰衡が逆にわしを辱めた」と。今に至るも漁陽摻撾はあるが、禰衡に始まったのである。禰衡は黄祖に殺された。

(3) 皇甫謐『帝王世紀』にいう。

(殷の)武丁は天が己に賢人を賜るのを夢にみて、絵師にその像を描かせ、この人物を天下に搜させた。土をつき固める作業をしている刑徒が、粗末な衣服を着て傅巖の野にいるのを見つけ、これを傳説といった。

張晏がいう。

胥靡は、刑名。胥は、相である。靡は、従うである。相従って軽い刑に服することをいうのである。

(1) 典略

「典略」は、徳行篇第2条注(2)を参照。

(2) 文士傳曰

「文士傳」は、德行篇第 25 条注(1)を参照。所引の文章に類似した一節は、『後漢書』列伝第七十下文苑列伝下の本伝に、「禰衡字正平、平原般人也。……建安初、來遊許下。始達穎川、乃陰懷一刺、既而無所之適、至於刺字漫滅。……唯善魯國孔融及弘農楊脩。……衡始弱冠、而融年四十、遂與爲交友。……融既愛衡才、數稱述於曹操。操欲見之、而衡素相輕疾、自稱狂病、不肯往、而數有恣言。操懷忿、而以其才名、不欲殺之。聞衡善擊鼓、乃召爲鼓史、因大會賓客、謁試音節。諸史過者、皆令脫其故衣、更著岑牟單絞之服。次至衡、衡方爲漁陽摻撾、蹀躞而前、容態有異、聲節悲壯、聽者莫不慷慨。衡進至操前而止、吏訶之曰、鼓史何不改裝、而輕敢進乎。衡曰、諾。於是先解袒衣、次釋餘服、裸身而立、徐取岑牟・單絞而著之、畢、復摻撾而去、顏色不怍。操笑曰、本欲辱衡、衡反辱孤」とある。その後、禰衡は曹操によって劉表のもとへ送られ、その劉表にもうとまけて、江夏太守黃祖のもとに送られ、最後はこの黃祖禰衡に殺されたこともみえる。

(3) 殷勤

ここでは、深いよしみをいう。張萬起編『世説新語詞典』(商務印書館、1993 年) 191 頁を参照。

(4) 善欲

圖欲。吳金華『世説新語考釈』(安徽教育出版社、1994 年)によれば、魏晋以来の常用語で、たとえば『三国志』卷六十周飭伝に「東主頃者潛部分諸將、圖欲北進」などと見え、「欲圖」、「圖」などと同様に用いられた(24~26 頁)。楊勇校箋修訂本も、吳金華を引く。

(5) 漁陽摻撾

『後漢書』李賢注に、「臣賢案、搥及撾並擊鼓之法」とあり、漁陽地方の太鼓の打ち方。

(6) 皇甫謐帝王世紀曰

「皇甫謐帝王世紀」は、本篇第 6 条の注(5)を参照。

(7) 張晏曰

『史記』卷八十四賈生列伝の「索隱」に、「晉灼云、胥、相也。靡、隨也。古者相隨坐輕刑之名」とあり、張晏は晉灼の誤りか。

〈本文〉

9. 南郡龐士元聞司馬德操在穎川、故二千里候之。至、遇德操采桑、士元從車中謂曰、吾聞丈夫處世、當帶金佩紫、焉有屈洪流之量、而執絲婦之事①。德操曰②、子且下車、子適知邪徑之速、不慮失道之迷。昔伯成耦耕、不慕諸侯之榮③。原憲桑樞、不易有官

之宅④。何有坐則華屋、行則肥馬、侍女數十、然後爲奇。此乃許父⑤所以慷慨、夷齊所以長歎⑥。雖有竊秦之爵、千駟之富⑦、不足貴也。士元曰、僕生出邊垂、寡見大義。若不一叩洪鍾、伐雷鼓、則不識其音響也。

〈劉注〉

① 蜀志曰(1)

龐統字士元、襄陽人。少時樸鈍、未有識者。潁川司馬徽有知人之鑒、士元弱冠往見徽、徽采桑樹上、坐士元樹下、共語、自晝至夜。徽異之曰、生當爲南州(2)士人之冠冕。由是漸顯。

襄陽記曰(3)

士元、德公之從子也。年少未有識者、唯德公重之。年十八、使往見德操、與語、歎曰、德公誠知人、實盛德也。後劉備訪燕〔世〕事(4)於德操、德操曰、俗士豈識時務、此間自有伏龍・鳳雛。謂諸葛孔明與士元也。

華陽國志曰(5)

劉備引士尼〔元〕(6)爲軍帥〔師〕中郎將(7)、從攻洛(8)、爲流矢所中、卒。時年三十八(9)。

② 司馬徽別傳曰(10)

徽字德操、潁川陽翟人。有人倫鑒識、居荊州。知劉表性暗、必害善人、乃括囊不談議。時人有以人物門徽者、初不辨其高下、每輕〔輒〕(11)言佳。其婦諫曰、人質所疑、君宜辨論、而一皆言佳、豈人所以咨君之意乎。徽曰、如君所言、亦復佳。其婉約遜遁如此。嘗有妄認徽豬者、便推與之。後得其豬、叩頭來還、徽又厚辭謝之。劉表子琮往候徽、遣問在不。會徽自鋤園、琮左右問、司馬君在耶。徽曰、我是也。琮左右見其醜陋、罵曰、死庸將軍諸郎欲求見司馬君、汝何等用奴、而自稱是邪。徽歸、刈頭簪補出見。琮左右見徽故是向老翁、恐、向琮道之。琮起、叩頭辭謝。徽乃謂曰、卿真不可、然吾甚羞之。此自鋤園、唯卿知之耳。有人臨蠶求簇箔者、徽自棄其蠶而與之。或曰、凡人損已以贍人者、謂彼急我緩也。今彼此正等、何爲與人。徽曰、人未嘗求已、求之不與將慙。何有以財物令人慙者。人謂劉表曰、司馬德操、奇士也、但未遇耳。表後見之、曰、世間人爲妄語、此直小書生耳。其智而能愚皆此類。荊州破、爲曹操所得、操欲大用、會其病死。

③ 莊子曰(12)

堯治天下、伯成子高立爲諸侯、禹爲天子、伯成辭諸侯而耕於野。禹往見之、趨就下風而問焉。子高曰、昔堯治天下、不賞而民勸、不罰而民畏。今子賞罰而民且不仁、德自此衰、刑自此立。夫子盍行邪、毋落吾事。

④ 家語曰(13)

原憲字子思、宋人、孔子弟子。居魯、環堵之室、茨以生草、蓬戶不完、桑樞而瓮牖、上漏下濕、坐而弦歌。子貢軒車不容巷、往見之曰、先生何病也。憲曰、憲聞無財謂之貧、學而不能行謂之病。今憲貧也、非病也。夫希世而行、比周而友、學以爲人、教以爲己。仁義之慝、輿馬之飾、憲不忍爲也。

⑤ 許由、巢父。

⑥ 孟子曰(14)

伯夷、叔齊目不視惡色、耳不聽惡聲、與鄉人居、若在塗炭、蓋聖人之清也。

⑦ 古史考曰(15)

呂不韋爲秦子楚行千金貨於華陽夫人、請立子楚爲嗣。及子楚立、封不韋洛陽十萬戶、號文信侯。以詐獲爵、故曰竊也。

論語曰(16)

齊景公有馬千駟、民無德而稱焉。

孔安國曰

千駟、四千匹。

〈劉注の訳注〉

① 『蜀志』にいう。

龐統、字は士元、襄陽の人である。わかい時は純朴鈍重で、まだその才能を知る者はなかった。潁川の司馬徽は人物をみわかる能力があった。龐統が二十歳のときに司馬徽に会いに行くと、司馬徽は樹上で桑の葉をつんでおり、龐統を樹の下にすわらせ、ともに語りあって、昼から夜に至った。司馬徽は龐統をすぐれていると思い、「おまえは荊州の士人の第一人者であろう」といった。これ以来、しだいに有名になっていった。

『襄陽記』にいう。

士元は、徳公の従子である。わかい時まだその才を知る者ではなく、徳公だけがこれを重んじた。十八歳のとき、司馬徳操に会いに行かせたところ、ともに語りあい、徳操は感嘆していった。「徳公はほんとうに人を見る眼がある。まことにすぐれた有徳者だ。」後に劉備が時世の事を徳操にたずねた。徳操は、「俗士であるわたくしが政治のことなどわかるはずがありましょうか。このあたりには伏龍と鳳雛がおるではありませんか。」といった。これは、諸葛孔明と士元のことをいったのである。

『華陽國志』にいう。

劉備は、龐統をまねいて軍師中郎將とした。龐統は雒県攻撃に従軍したが、流れ矢に当たって死去した。時に三十八歳であった。

② 『司馬徽別傳』にいう。

徽、字は德操、穎川・陽翟の人。人物をみわける識見があった。荊州にいて、劉表が暗愚な性格で、必ず善人を殺すことを知り、口をとざして談義しなかった。当時の人が人物のことを徽にたずねる者がいた。はじめその高下を区別せず、いつも「佳し」といっていた。その妻が諫めていうには、「人は疑問をたずねているのですから、あなたはそれについて説明すべきです。それなのに一律に「佳し」と言うのでは、人があなたにたずねた意図にこたえたことになりましょうか」と。徽は、「おまえの言うとおりだとしても、「佳し」だよ」といった。その婉曲簡潔でひかえめなこと、このようであつた。

かつて徽のブタをかってに自分のブタだという者がいたが、徽はすぐにそのブタをやってしまった。後にその人のブタがみつかって、平謝りにかえしてきたところ、徽はまたていねいにこれをことわった。

劉表の子の琮が徽を訪問しようとして、在宅かどうかをたずねさせた。たまたま徽は畠で耕していた。琮の側近の者が「司馬君はおられますか」とたずねると、徽は「私です」といった。琮の側近はその不細工さをみて、ののしって「バカ！ 将軍のご子息は司馬君にあいたいというのだ。おまえはどこの土百姓かわからぬが、自分で司馬君だというとは何だ」という。徽は家に帰り、頭髪をととのえ、頭巾をつけて面会した。琮の側近は徽がさきの老人であるのを見て、恐れ、琮にこのことをいった。琮はたちあがり、平謝りに謝った。徽は「あなたはほんとうにそんなことをしてはいけません。しかし私ははずかしいです。私は畠を耕していて、ただあなたが私とわかつただけです」といった。

カイコをみて、そのカイコだながほしいといった者がいたが、徽は自分のカイコをすべて、これを与えた。ある人が「いったい人は、自分のものをすべて人に与える者について、人が困っていて自分が余裕があるからだと思う。今両者が同じなのに、どうして人に与えるのか」というと、徽は「人が自分に求めてきたことがないのに、求めてきたというとき、与えないのははずかしいことだ。どうして財物のことではずかしいおもいをすることがあるか」といった。

人が劉表に「司馬德操はすぐれた人物ですが、不遇です」といった。表はのちにこれに会い、「世間の人はデタラメをいっている。これはただのつまらない書生だ」といった。その智であるのに愚であるようにそおうことができること、みなこの類であ

った。荊州が破られると、曹操につかまり、操は大いに用いようとしたが、たまたま病死してしまった。

③ 『莊子』にいう。

堯が天下を治めると、伯成子高は諸侯となった。禹が天子となると、伯成は諸侯をやめて野に耕してくらした。禹はたずねて行ってこれに会い、風下に立ってこのことをたずねた。子高は、「昔堯が天下を治めたとき、賞を与えるなくとも民ははげみ、罰を与えるなくとも民はおそれました。今あなたは賞罰を与えても、民はそれでも仁ではなく、徳はこのことで衰え、刑はこのことで確立します。あなたはどうして立ち去らないのですか。わたしの事を堕落させないで下さい」といった。

④ 『孔子家語』にいう。

原憲、字は子思、宋の人。孔子の弟子である。魯に居て、せまい家に住み、生の草で屋根をふき、よもぎを編んでつくった戸も不完全。桑の枝でつくったとぼそにわれがめでつくった窓、雨漏りして床はじめじめだが、すわって琴を鳴らして歌っていた。子貢の車はこみちに入ることができず、歩いて行って原憲に会い、「先生は何かおこまりですか」といった。原憲は、「わたしは財がないことを貧といい、学んで行うことができないことを病（こまる）というときいております。今わたしは貧しいのであってこまっているのではありません。俗世間にへつらって暮らし、徒党をくんで交友し、学んで人のためになろうとし、教えて自分のためにしようとする、仁義をゆがめて行ない、馬車をかざりたてるなど、わたしはそんなことをすることはがまんできません」といった。

⑤ 「許・父」とは許由・巢父である。

⑥ 『孟子』にいう。

伯夷・叔齊は、目に悪色（淫らな美人）を視ず、耳に悪声（淫らな音楽）を聴かず、礼儀をわきまえないいか者と同席することを、泥の中にすわるのと同じように思った。聖人のなかでも清なる者であろう。

⑦ 『古史考』にいう。

呂不韋は、秦の子楚のために千金をつかって華陽夫人に賄賂をおくり、子楚を繼嗣に立てることをたのんだ。子楚が即位すると、不韋を洛陽の十万戸に封じ、文信侯とよんだ。詐術で爵をえたので、「竊」というのである。

『論語』にいう。

斉の景公は四千頭もの馬を持っていたが、人民はだれもおかげを受けたとほめなかつた。（注に）孔安国は、「千駒とは四千匹である」という。

(1) 蜀志曰

「蜀志」は『三国志』蜀書。『三国志』については、徳行篇第10条の注(1)を参照。所引の文章に類似した一節は、『三国志』卷三十七蜀書龐統伝に「龐統字士元、襄陽人也。少時樸鈍、未有識者。潁川司馬徽清雅有知人鑒、統弱冠往見徽、徽採桑於樹上、坐統在樹下、共語自晝至夜。徽甚異之、稱統當爲南州士之冠冕。由是漸顯」とある。

(2) 南州

ここでは、荊州を指す。後漢の首都は洛陽であり、荊州はその南に位置するので、荊州を南州と呼ぶ。後漢の襄陽県は、荊州の南郡に所属した。

(3) 襄陽記曰

「襄陽記」は、『隋書』経籍志史部雜伝類に、「襄陽耆舊記 五卷 習鑿齒撰」とある。舒焚・張林川『襄陽耆舊記校注』(荊楚書社、1986年)の「前言」によれば、この『襄陽耆舊記』は、『襄陽耆舊傳』、『襄陽記』とも称せられた(2頁)。

(4) 燕〔世〕事

宋本は「燕事」に作るが、諸本にしたがい「世事」を探る。

(5) 華陽國志曰

「華陽國志」は、『隋書』経籍志史部霸史類に、「華陽國志 十二卷 常璩撰」とある。所引の文章に類似した一節は、『華陽國志』卷三蜀志廣漢郡に、「建安十八年、劉先主自涪攻圍、且一年。軍師龐統中流矢死。」とある。

(6) 士尼〔元〕

宋本は「士元」に作るが、諸本に従い「士元」を探る。

(7) 軍帥〔師〕中郎將

宋本は「軍帥中郎將」に作るが、諸本に従い「軍師中郎將」を探る。『三国志』卷三十七蜀書龐統伝に、「親待亞諸葛亮、遂與亮並爲軍師中郎將」とある。石井仁「參軍事考—六朝軍府僚属の起源をめぐって」(『文化』51巻3・4号、1988年)によれば、「軍師」「軍師祭酒」あるいはその変型である「軍師中郎将」「軍師將軍」などは、「參軍事」も含めて、後漢末三国時代の軍閥私設職というべきものであり、群雄が名士を自己の陣営に参加させるため既成の官制の枠外に特設した參謀ポストであった。

(8) 従攻洛

「洛」は、『華陽國志』卷三蜀志廣漢郡によれば、廣漢郡の治所のある雒縣のことである。『三国志』卷三十七蜀書龐統伝にも、「進圍雒縣、統率衆攻城、爲流矢所中、卒、時年三十六」とある。目加田誠『世說新語』が「洛」を「洛陽」のこととするのは誤り。

(9) 時年三十八

「時年三十八」は、現行の『華陽国志』には見えず、劉琳『華陽国志校注』(巴蜀書社、1984年)附録一華陽国志佚文は、「劉孝標が加えたものか」とする(972頁)。前引の『三國志』龐統伝によれば「三十六」だが、楊勇校箋修訂本が指摘するように、いずれが正しいかは不詳。

(10) 司馬徽別傳曰

「司馬徽別傳」は、『隋書』経籍志に著録がない。司馬徽については正史に伝が無く、本注に引かれた『司馬徽別傳』等よりその事蹟を知ることができる。瞿安全・王奎『荊州学派及其影響研究』(湖北人民出版社、2013年)第四章「留荊士人略考」第二節「司馬徽」を参照。

(11) 輅〔輒〕

宋本は「輅」に作るが、諸本に従い「輒」を探る。

(12) 莊子曰

「莊子」は、『隋書』経籍志子部道家類に、「莊子 二十卷 梁漆園吏莊周撰、晉散騎常侍向秀注。本二十卷、今闕。梁有莊子 十卷 東晉議郎崔譏注」、「莊子 十六卷 司馬彪注 本二十一卷、今闕」、「莊子 三十卷、目一卷 晉太傅主簿郭象注。梁七錄三十三卷」、「集注莊子 六卷。梁有莊子 三十卷 晉丞相參軍李顧注。亡。莊子 十八卷 孟氏注」など、多数の著録がある。劉孝標がどのテキストを見ていたかは不明。『莊子』天地篇に、「堯治天下、伯成子高立爲諸侯。堯授舜、舜授禹、伯成子高辭爲諸侯而耕、禹往見之、則耕在野。禹趨就下風而問焉、曰、昔堯治天下、吾子立爲諸侯。堯授舜、舜授予、而吾子辭爲諸侯而耕。敢問、其故何也。子高曰、昔堯治天下、不賞而民勸、不罰而民畏。今子賞罰而民且不仁、德自此衰、刑自此立、後世之亂、自此始矣。夫子闔行邪、无落吾事。悒悒乎耕而不顧」とある。

(13) 家語曰

「孔子家語」は、『隋書』経籍志經部論語類に、「孔子家語 二十一卷 王肅解」とある。『孔子家語』七十二弟子解に、「原憲、宋人、字子思。少孔子三十六歳、清淨守節、貧而樂道。孔子爲魯司寇、原憲嘗爲孔子宰。孔子卒後、原憲退隱、居于衛」とあり、本文とは内容が異なる。類似した文章は『莊子』雜篇・讓王篇に、「原憲居魯。環堵之室、茨以生草、蓬戶不完、桑以爲樞、而瓮牖二室、褐以爲塞。上漏下濕、匡坐而弦歌。子貢乘大馬、中紺而表素、軒車不容巷、往見原憲。原憲華冠縑履、杖藜而應門。子貢曰、嘻、先生何病也。原憲應之曰、憲聞之。无財謂之貧、學而不能行謂之病。今憲貧也、非病也。子貢逡巡而有愧色。原憲笑曰、夫希世而行、比周而友、學以爲人、教以爲己。仁義之慝、輿馬之飾、憲不忍爲

也」とある。またこれと同様の話は、『韓詩外伝』第九章、『新序』節士篇にもみえる。

(14) 孟子曰

「孟子」は、『隋書』経籍志子部儒家類に、「孟子 十四卷 齊卿孟軻撰、趙岐注」、「孟子 七卷 鄭玄注」、「孟子 七卷 劉熙注。梁有孟子 九卷 慕母遂撰 亡」などが著録されている。劉孝標がどのテキストを見ていたかは不明。『孟子』萬章章句下に、「孟子曰、伯夷目不視惡色、耳不聽惡聲、非其君不事、非其民不使、治則進、亂則退、橫政之所出、橫民之所止、不忍居也。思與鄉人處、如以朝衣朝冠坐於塗炭也。蓋聖人之清也。……孟子曰、伯夷、聖之清者也」とある。

(15) 古史考曰

「古史考」は、『隋書』経籍志史部正史類に、「古史考 二十五卷、晋義陽亭侯譙周撰」とある。

(16) 論語曰

「論語」については、徳行篇第 41 条の注(8)を参照。『論語』季氏篇に、「齊景公有馬千駒、死之日、民無德而稱焉」とあり、注に、「孔（安國）曰、千駒、四千匹」とある。

〈本文〉

10. 劉公幹以失敬罹罪①、文帝問曰、卿何以不謹於文憲。楨答曰、臣誠庸短、亦由陛下綱目不疎②。

〈劉注〉

① 典略曰(1)

劉楨字公幹、東平寧陽人。建安十六年、世子爲五官中郎將、妙選文學、使楨隨侍世子。酒酣坐歡、乃使夫人甄氏出拜、坐上客多伏、而楨獨平視。他日公聞、乃收楨、減死輸作部(2)。

文士傳曰(3)

楨性辯捷、所問應聲而答。坐平視甄夫人、配輸作部、使磨石。武帝至尚方觀作者、見楨匡坐正色磨石。武帝問曰、石何如。楨因得喻己自理、跪而對曰、石出荊山懸巖之巔、外有五色之文、內含卞氏之珎。磨之不加瑩、雕之不增文、稟氣堅貞、受之自然。顧其理枉屈紓繞而不得申。帝顧左右大笑、即日赦之。

② 魏志曰(4)

帝諱丕、字子桓、受漢禪。

按諸書或云楨被刑魏武之世、建安二十年病亡(5)。後七年文帝乃即位。而謂楨得罪黃初之時、謬矣。

〈劉注の訳注〉

① 『典略』にいう。

劉楨、字は公幹、東平・寧陽の人。建安十六年、世子曹丕が五官中郎將となると、学問ある人をよく選抜し、楨を世子の側近に仕えさせた。酒の席がたけなわになると、夫人甄氏にあいさつをさせ、坐上の客は多く平伏するのだが、楨だけは平然とみていた。他日、曹操はこれを聞くと、楨をとらえさせ、死刑を減じて作部におくった。

『文士傳』にいう。

楨は弁が立ち頭の回転もはやく、質問にはすぐに答えた。甄夫人を平然とみたことで、作部におくられ、石をみがかせられた。曹操は尚方にきて作業する者を視察し、楨が正座して真剣に石をみがいているのを見て、「石はどうかね」とたずねた。楨は弁明することができるので、ひざまずいて、「石は荊山のけわしい岩山のいただきに産出し、表面は五色の文様があり、内面には卞氏の宝玉をふくみます。これをみがいてもかがやきは加わらず、これを彫っても文様はふえません。性質は堅貞で、自然に受けたものですから、その理屈がねじまがっているのをみても、それを述べることができません」といった。曹操は左右の者をみて大笑いし、その日にこれを赦免した。

② 『魏志』にいう。

帝、諱は丕、字は子桓、漢の禅譲を受けた。

按するに、諸書の中に楨は曹操の時代に刑を受け、建安二十年に病没したとする。そのあと七年して文帝が即位した。それなのに（『世說新語』本文で）楨が罪を黃初年間（文帝の時代）に得たというのは誤りである。

(1) 典略曰

「典略」については、徳行篇第2条注(2)を参照。『三国志』卷二十一魏書王粲伝注「典略」には、「其後太子嘗請諸文學、酒酣坐歡、命夫人甄氏出拜。坐中衆人咸伏、而楨獨平視。太祖聞之、乃收楨、減死輸作」とある。

(2) 作部

囚人が徒刑の労役に従事する作業場。『後漢書』桓帝紀、建和三年十一月の条の詔に、「又徒在作部疾病致醫藥、死亡厚埋藏」とある。

(3) 文士傳曰

「文士傳」については、徳行篇第25条注(1)を参照。

(4) 魏志曰

「魏志」は、『三国志』魏書。『三国志』については、徳行篇第10条の注(1)を参照。『三

国志』卷二魏書文帝紀に、「文皇帝諱丕、字子桓。……漢帝以衆望在魏、乃召羣公卿士、告祠高廟。使兼御史大夫張音持節奉璽綏禪位」とある。

(5) 槟被刑魏武之世、建安二十年病亡

『三国志』卷二十一魏書王粲伝には、「(劉) 槟以不敬被刑、刑竟署吏。……(徐) 幹・(陳) 琮・(應) 瑶・(劉) 槟、(建安) 二十二年卒」とある。文帝即位は、黄初元年(220)で、建安二十二年(217)からだと三年後になる。

〈本文〉

11. 鍾毓、鍾會少有令譽①。年十三、魏文帝聞之、語其父鍾繇②曰、可令二子來。於是勑見。毓面有汗、帝曰、卿面何以汗。毓對曰、戰戰惶惶、汗出如漿。復問會、卿何以不汗。對曰、戰戰慄慄、汗不敢出。

〈劉注〉

① 魏書曰(1)

毓字稚叔、潁川長社人、相國繇長子也。年十四、爲散騎侍郎(2)、機捷談笑有父風、仕至車騎將軍。

② 魏志曰(3)

繇字元常、家貧好學、爲周易、老子訓(4)。歷大理、相國、遷太傅。

〈劉注の訳注〉

① 『魏書』にいう。

毓、字は稚叔、潁川・長社の人、相國繇の長子である。十四才で散騎侍郎となり、機敏で談笑すること、父の風格があった。仕えて車騎將軍にまでなった。

② 『魏志』にいう。

繇、字は元常、家は貧しく学問を好み、『周易訓』、『老子訓』を書いた。(魏国の)大理、相国を歴任し、(魏王朝の)太傅となった。

(1) 魏書曰

「魏書」については、徳行篇第8条の注(1)を参照。所引の文章に類似した一節は、『三国志』卷十三魏書鍾繇伝附子毓伝に、「毓字稚叔。年十四爲散騎侍郎、機捷談笑、有父風。……景元四年薨、追贈車騎將軍」とある。

(2) 散騎侍郎

皇帝近侍の顧問応対官、定員四人、五品官。三国・魏では、一品官の子弟の起家官であり、「魏代には最も世人から尊敬された地位であった」。宮崎市定『九品官人法の研究

一科舉前史一』(『宮崎市定全集 6』岩波書店、1992) を参照。

(3) 魏志曰

「魏志」は、『三国志』魏書。『三国志』については、徳行篇第 10 条の注(1)を参照。『三国志』卷十三魏書鍾繇伝に、「鍾繇、字元常、潁川長社人也。……魏國初建、爲大理、遷相國。……文帝卽王位、復爲大理。及践阼、改爲廷尉。……遷太尉。……明帝卽位、……遷太傅。……太和四年、繇薨。……謚曰成侯」とある。

(4) 周易、老子訓

『周易』と『老子』にかんするノート。『周易訓』と『老子訓』。『周易訓』は、『三国志』卷二十八魏書鍾會傳注引「鍾會母傳」にみえる「成侯易記」のことか。吉川忠夫「思想史Ⅱ—魏晋～隋唐一」『アジア歴史研究入門 3 中国Ⅲ』(同朋舎出版、1983 年) を参照。

〈本文〉

12. 鍾毓兄弟小時、值父晝寢、因共偷服藥酒。其父時覺、且託寐以觀之。毓拜而後飲、會飲而不拜①。既而問毓何以拜、毓曰、酒以成禮、不敢不拜。又問會何以不拜、會曰、偷本非禮、所以不拜。

〈劉注〉

① 魏志曰(1)

會字士季、繇少子也。敏惠夙成。中護軍蔣濟(2)著論、謂觀其眸子、足以知人。會年五歲、繇遣見濟。濟甚異之、曰非常人也。及壯、有才數、精鍊名理(3)、累遷(4)黃門侍郎。諸葛誕反(5)、文王征之、會謀居多、時人謂之子房。拜鎮西將軍。伐蜀、蜀平、進位司徒。自謂功名蓋世、不可復爲人下。謂所親曰、我淮南已來、晝無遺策、四海共知、將此欲安歸乎。遂謀反、見誅、時年四十。

〈劉注の訳注〉

① 『魏志』にいう。

鍾會、字は士季、繇の末の子である。かしこくて早熟であった。中護軍蔣濟は論を著して「そのひとみをみると、人物をみわけるのに十分である」といった。會が五歳のとき、繇は蔣濟に会わせ、濟は大いにその優秀さをみとめて「常人ではない」といった。壯年になると、才能・知謀があり、名理に精通し、黃門侍郎にまでなった。諸葛誕が反乱し、文王(司馬昭)がこれを征討したとき、鍾會の謀議のはたらきによることが多く、時の人々はこれを子房(張良)といった。鎮西將軍を拝命し、蜀を討伐し、蜀が平定されると、司徒に昇進した。自ら功名が世をおおうほどであるのに、もはや人の下となる

ことはできないとおもい、親しい者に、「私は淮南の乱（諸葛誕の反乱）以来、作戦で失敗のないことは、天下がみな知っている。このような状態でだれに従うことができようか」といった。こうして謀反し、誅殺された。四十才であった。

(1) 魏志曰

「魏志」は、『三国志』魏書。『三国志』については、徳行篇第10条の注(1)を参照。『三国志』卷二十八魏書鍾會伝に、「鍾會、字士季、潁川長社人、太傅繇少子也。少敏惠夙成。中護軍蔣濟著論、謂觀其眸子、足以知人。會年五歳、繇遣見濟。濟甚異之、曰非常人也。及壯、有才數技藝、而博學精鍊名理、以夜續晝、由是獲聲譽。……於是朝廷拜文王爲大將軍輔政、會遷黃門侍郎、封東武亭侯、邑三百戸。甘露二年、徵諸葛誕爲司空。……及誕反、車駕往項、文王至壽春、會復從行。……壽春之破、會謀居多、時人謂之子房。……景元三年冬、以會爲鎮西將軍・假節都督關中諸軍事。……四年秋、……會統十餘萬衆、分從斜谷・駱谷入。……十二月詔曰、……蜀之豪帥、面縛歸命、謀無遺策、舉無廢功。……其以會爲司徒。進封縣侯、增邑萬戸。…………自謂功名蓋世、不可復爲人下、加猛將銳卒皆在己手、遂謀反。……會得（文王）書、驚呼所親語之曰、……我自淮南以來、晝無遺策、四海所共知也。我欲持此安歸乎。……衆既格斬（姜）維、爭赴殺會。會時年四十、將士死者數百人」とある。

(2) 中護軍蔣濟

『三国志』卷十四「魏書」蔣濟傳に、「明帝即位、……遷中護軍。……就遷爲護軍將軍、加散騎常侍」とある。

(3) 名理

（諸子百家の）名家の理。名家の論法。青木正兒『清談』（岩波講座東洋思想、1934年）を参照。

(4) 累遷

官職の履歴を示す際に、「中間に若干の官があるのを省略した書き方」をした場合、「累遷」という。宮崎市定『九品官人法の研究—科挙前史—』（『宮崎市定全集』6、岩波書店、1992年）177頁を参照。

(5) 諸葛誕反

『三国志』卷二十八魏書諸葛誕伝に、「諸葛誕字公休、琅邪陽都人、諸葛豐後也。……（甘露）二年五月、徵爲司空。誕被詔書、愈恐、遂反。……六月、車駕東征、至項。大將軍司馬文王督中外諸軍二十六萬衆、臨淮討之。……誕以二年五月反、三年二月破滅」とあり、同書卷四魏書三少帝・高貴鄉公紀に、「（甘露二年四月）甲子、征東大將軍諸葛誕爲司空。……（五月）乙亥、諸葛誕不就徵、發兵反、殺揚州刺史樂紂。……三年春二

月、大將軍司馬文王陷壽春城、斬諸葛誕」とある。

〈本文〉

13. 魏明帝爲外祖母築館於甄氏①。既成、自行視、謂左右曰、館當以何爲名。侍中繆襲曰
②、陛下聖思齊於哲王、罔極過於曾閔。此館之興、情鍾舅氏、宜以渭陽爲名③。

〈劉注〉

- ① 魏末傳曰(1)

帝諱叡、字元仲、文帝太子。以其母廢、未立爲嗣。文帝與俱獵、見子母鹿、文帝射其母、應弦而倒。復令帝射其子、帝置弓泣曰、陛下已殺其母、臣不忍復殺其子。文帝曰、好語動人心。遂定爲嗣。是爲明帝。

魏書曰(2)

文昭甄皇后、明帝母也。父逸、上蔡令。烈宗即位、追封上蔡君。嫡孫象襲爵、象薨、子暢嗣、起大第、車駕親自臨之。

- ② 文帝〔章〕叙錄曰(3)

襲字熙伯、東海蘭陵人。有才學、累遷侍中、光祿勳。

- ③ 秦詩曰(4)

渭陽、康公念母也。康公之母、晉獻公之女。文公遭驪姬之難、未反而秦姬卒。穆公納文公、康公時爲太子、贈送文公于渭之陽、念母之不見也。我見舅氏、如母存焉。

按魏書(5)

帝於後園爲象母起觀、名其里曰渭陽。然則象母即帝之舅母、非外祖母也。且渭陽爲館名、亦乖舊史也。

〈劉注の訳注〉

- ① 『魏末傳』にいう。

帝（明帝）諱は叡、字は元仲、文帝の太子である。その母が廃せられたので、繼嗣には立てていなかった。文帝は叡とともに狩りをして、母子の鹿を見た。文帝が母鹿を射、矢が弦をはなれると母鹿は倒れた。さらに叡に子鹿を射させると、叡は弓を置いて泣いていった。「陛下が母鹿を殺してしまいましたが、わたくしは子鹿を殺すことにはたえられません」。文帝は、「よいことばは人の心を感動させる」といって、繼嗣とすることに決めた。これが明帝である。

『魏書』にいう。

文昭甄皇后は、明帝の母である。父逸は、上蔡令であった。明帝が即位すると、追封

して上蔡君とし、嫡孫の象がその爵を継いだ。象が死去すると、子の暢が継ぎ、大きな屋敷を建て、明帝がみずからその屋敷を訪れた。

② 『文章叙録』にいう。

(繆) 襲は字を熙伯といい、東海・蘭陵の人である。才能学問があり、侍中、光禄勲にまで出世した。

③ 『秦詩』にいう。

渭陽は、康公が母をおもった詩である。康公の母は、晋の献公のむすめである。晋の文公は驪姬の災難にあって、帰国しないうちに秦姫が死去した。穆公は文公をうけいれ、康公は時に太子であり、文公を渭水の北におくった。その時母にあえないことをおもったのである。おじにあうこと、母がそこにいるようである。

『魏書』をみると、明帝は後園に象の母のために樓觀をたて、その里を渭陽と名付けた。そうであれば、象の母は明帝のおば（舅母）であり、外祖母（母方の祖母）ではない。それに渭陽を館の名とするのも、旧史とくいちがっている。

(1) 魏末傳曰

「魏末傳」は、『隋書』経籍志史部雜史類に、「魏末傳二卷」とある。撰者は不詳。所引の文章に類似した一節は、『三国志』卷三明帝紀裴注所引『魏末傳』に、「帝常從文帝獵、見子母鹿。文帝射殺鹿母、使帝射鹿子、帝不從、曰、陛下已殺其母、臣不忍復殺其子。因涕泣。文帝卽放弓箭、以此深奇之、而樹立之意定」とある。

(2) 魏書曰

「魏書」については、徳行篇第8条の注(1)を参照。所引の文章に関わる記述が、『三国志』卷五魏書后妃・文昭甄皇后伝にみられ、「中山無極人、明帝母、漢太保甄邯後也。世吏二千石。父逸、上蔡令。……明帝卽位、……太和元年三月、以中山魏昌之安城郷戸千、追封逸、諡曰敬侯、適孫像襲爵。……（青龍）三年（像）薨、追贈衛將軍、改封魏昌縣、諡曰貞侯、子暢嗣。……帝思念舅氏不已。暢尚幼、景初末、以暢爲射聲校尉、加散騎常侍、又特爲起大第、車駕親自臨之。又於其後園爲像母起觀廟、名其里曰渭陽里、以追思母氏也」とある。なお、同伝裴注所引の王沈『魏書』に関連の記述がみえないのは、本文と重複する内容は引用しなかったということであろう。

(3) 文帝〔章〕叙録曰

宋本に「文帝叙録」とあるが、諸本に従い「文章叙録」を探る。「文章叙録」については、徳行篇第16条の注(8)を参照。『三国志』卷二十一魏書劉劭伝に、「劭同時東海繆襲亦有才學、多所述敍、官至尚書・光祿勲」とあり、同伝裴注所引の『文章志』に、「襲字熙伯。辟御史大夫府、歴事魏四世。正始六年、年六十卒」とある。

(4) 秦詩曰

「秦詩」は、『詩經』秦風、所引の文章は、そのなかの「渭陽」の序。『詩經』(『毛詩』)については、『隋書』経籍志経部詩類に、「毛詩二十卷 漢河間太傅毛萇傳、鄭氏箋。梁有毛詩十卷、馬融注、亡」、「毛詩二十卷 王肅注。梁有毛詩二十卷、鄭玄・王肅合注、毛詩二十卷、謝沈注、毛詩二十卷、晉兗州別駕江熙注。亡」、「集注毛詩二十四卷 梁桂州刺史崔靈恩注。梁有毛詩序一卷、梁隱居先生陶弘景注、亡」とある。劉孝標がどのテキストを見ていたかは不明。

(5) 按魏書

本条の注(2)を参照。

〈本文〉

14. 何平叙云、服五石散、非唯治病、亦覺神明開朗①。

〈劉注〉

① 魏略曰(1)

何晏字平叙、南陽宛人、漢大將軍進孫也。或云、何苗孫也。尚主、又好色、故黃初時無所仕。正始中、曹爽用爲中書、主選舉、宿舊者多得濟拔。爲司馬宣王所誅。

秦丞相〔承祖〕寒食散論曰(2)

寒食散之方雖出漢代、而用之者寡、靡有傳焉。魏尚書何晏首獲神効、由是大行於世、服者相尋也。

〈劉注の訳注〉

① 『魏略』にいう。

何晏、字は平叔、南陽・宛の人、漢の大将軍何進の孫である。あるいは何苗の孫という。公主に尚し、また色を好んだので、黄初年間には仕官していなかった。正始年間に、曹爽は用いて中書とし、選舉を担当させ、そのふるくからの知り合いは多く抜擢された。司馬懿によって誅殺された。

秦承祖の『寒食散論』にいう。

寒食散の処方は、漢代にはじまるが、これを用いる者はすくなく、これを伝える者はなかった。魏の尚書何晏は、はじめてすばらしい効能をえて、これにより大流行し、これを服用する者があいついだ。

(1) 魏略曰

「魏略」は、徳行篇第10条の注(2)を参照。なお、『魏略』についての詳細な研究に、

津田資久「『魏略』の基礎的研究」『史朋』(31号、1998年)がある。『三国志』卷九魏書曹爽伝に、「(何)晏、何進孫也。母尹氏、爲太祖夫人。晏長于宮省、又尚公主、少以才秀知名、好老莊言、作道德論及諸文賦著述凡數十篇」とあり、裴注に、「晏字平叔。魏略曰、……晏尚主、又好色、故黃初時無所事任。及明帝立、頗爲冗官。至正始初、曲合于曹爽、亦以才能、故爽用爲散騎侍郎、遷侍中尚書。……晏爲尚書、主選舉、其宿與之有舊者、多被拔擢」とある。ここにみえるように、晏が選舉（官僚人事）をつかさどったのは、尚書としてであろう（中書は詔勅の原案作成などを担当）。また、何晏が、曹爽らとともに、誅殺されたことは、『三国志』曹爽伝の本文や、卷四魏書三少帝・齊王紀、嘉平元年(249)の条などにみえる。

(2) 秦丞相〔承祖〕寒食散論曰

宋本は「秦丞相」に作り、楊勇校箋修訂本は、「秦承祖」に作るが、徐震嶧校箋に従い、「秦承祖」を探る。『隋書』經籍志子部医方類に、「秦承祖偃側雜鍼灸經三卷亡」、「脉經六卷秦承祖撰亡」、「秦承祖本草六卷亡」、「秦承祖藥方四十卷見三卷」、「偃側人經二卷秦承祖亡」などが著録されているが、「寒食散論」はみえない。『太平御覽』卷七二二方術部醫所引『宋書』に、「秦承祖、性耿介、專好藝術、於方藥不問貴賤、皆治療之、多所全護、當時稱之、爲工手。撰方二十卷、大行於世」とあり、『唐六典』卷十四太常寺醫博士注に、「宋元嘉二十年、太醫令秦承祖奏置醫學、以廣教授、至三十年省」とあり、南朝・宋の人。なお、丹波康頼撰『医心方』卷十九服石篇に、「秦承祖論云」として、「寒食散論」とは書いていないが、寒食散についての記述を引用する。槇佐知子『医心方』卷十九服石篇I（筑摩書房、1999年）10～13頁を参照。